

七生養護学校「こころとからだの学習」裁判

控訴にあたっての声明

2009年(平成21年)3月26日

「ここから裁判」原告団

「ここから裁判」弁護団

「ここから裁判」を支援する全国連絡会

七生養護学校「こころとからだの学習」裁判において、本年3月12日、東京地方裁判所(民事24部矢尾渉裁判長)が言い渡した一審判決は、都立養護学校の具体的な教育実践に対する政治介入に対し、都議らの「不当な支配」(旧教育基本法10条1項)を認定した点、都教委が都議らの介入から現場の教員を守らなかったことを保護義務違反と認定した点、「こころとからだの学習」について学習指導要領違反・発達段階無視という被告らの主張を排斥して、逆に都教委の嚴重注意処分を違法と断じた点、被告らに損害賠償を命じた点で、わが国の教育裁判に画期的な一步を刻んだものとして、評価に値するものであった。

原告らは、判決を受け、都教委及び都議らに対し、判決にしたがい、今後は教育現場の自主性を尊重するように申し入れを行った。ところが、被告東京都及び都議らは、裁判所から断罪された違法行為を何ら反省することなく、それぞれ3月23日、25日に控訴するに至った。被告らが、東京地裁判決を受けてもなお態度を改めようとしない姿勢は、遺憾というほかない。

原告らは東京地裁判決につき総合的な検討を重ねてきたが、同判決は、憲法の保障する教育の自由の侵害を明確に認定するところまでは踏み込んでいない点、産経新聞社の不法行為を認めなかった点など、不十分な点がある。

そこで、原告らは、被告らの行為の違法性をさらに明らかにし、教員が子どもたちと真正面から向き合って創意工夫あふれる教育活動をするのできる学校、こころとからだについてのびのびと学習できる教育を取り戻すために、原告側からも控訴することを決意し、3月26日同手続を行った。

控訴審の勝利のために、全国の皆さんに一層のご支援をお願いする次第である。

以上